

## 通信プラットフォーム研究会 第5回 議事要旨

1 日 時 平成 20 年 7 月 3 日 (木) 14:00~16:00

2 場 所 総務省 8 階第 1 特別会議室

3 出席者

・ 構成員 (五十音順、敬称略)

相田仁 (座長)、会津泉、依田高典、江崎浩、太田清久、岡村久道、北俊一、津坂徹郎、野原佐和子、藤原まり子、森川博之

・ オブザーバ

株式会社 ACCESS、イー・モバイル株式会社、株式会社インデックス、株式会社インフォシティ、株式会社ウィルコム、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、グーグル株式会社、KDDI 株式会社、株式会社ジェーシービー、情報通信ネットワーク産業協会、ソフトバンクモバイル株式会社、社団法人テレコムサービス協会、MVNO 協議会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会、東日本旅客鉄道株式会社、マイクロソフト株式会社、三井物産株式会社、モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局、ヤフー株式会社

・ 総務省

寺崎総合通信基盤局長、武内電気通信事業部長、谷脇事業政策課長、古市料金サービス課長、竹内電気通信技術システム課長、高地事業政策課企画官、阿部事業政策課課長補佐

4 議事内容

○開会

○議事

5 主な議論

(1) オブザーバからのプレゼンテーション④

以下の 5 社がプレゼンテーションを行った。

1) 株式会社インデックス

- ・ モバイルビジネス活性化のためには、端末内部のアプリケーションだけではなく、ネットワークの機能全般に渡る競争環境の整備を行うことが必要。
- ・ 様々な事業者の参入を促進するために、ポータルなどユーザが利用する際に初めに触れるアプリケーションの競争環境整備が必要。
- ・ インターオペラビリティの確保のため、事前にステーク・ホルダーが議論・検証する場が必要。
- ・ IDポータビリティは、Life Log (ユーザの属性、各種履歴) ポータビリティと不可分の関係にあり、またその連携の仕組みをセキュアにかつオープン化すべきものと考えられる。

2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- ・ プラットフォーム機能は、サービスを実現するための構成要素の一つであ

り、その提供については、例えば固定時のSaaSプラットフォームのように各事業者が市場の競争環境に応じて選択・判断するもの。

- ・ 情報通信産業全体が発展するためには、各レイヤー間が同期できる環境が重要であり、そのために事業者同士の議論の場作りが必要。
- ・ 豊かな社会の維持・発展に寄与するCSR活動の重要性が増大しており、公共性の高い便利で安心・安全なサービスを実現していくことが重要である。また、事業者は利用者保護の観点から安心・安全な利用環境の維持に取り組むことが必要。

### 3) ソフトバンクモバイル株式会社

- ・ 今後、市場拡大が見込まれるコンテンツ産業等の市場の拡大や国際競争力強化に、プラットフォーム機能の連携が寄与する可能性がある。
- ・ メールアドレスの連携やコンテンツの連携といったユーザーニーズの高い領域を中心に、プラットフォーム機能の連携を検討し、サービス向上を図ることは有益。
- ・ 単にサービスの選択肢を増やすだけでなく、消費者保護等周辺の利用環境をあわせて整備することで、本当の意味でのユーザの自由な選択を可能とすべき。

### 4) 社団法人日本インターネットプロバイダー協会 (JAIPA)

- ・ 現実の社会のビジネスをインターネット上で実現しようとする、様々な事業者との連携が必要となってくるが、個人情報保護等課題も存在している。
- ・ レイヤー間のオープン化が必要であり、これにより新たなサービスの開発・提供、ビジネスの拡大が期待できる。
- ・ 標準化の推進が必要であるが、何を標準化し、何を自由競争に任せるのか切り分けが重要。

### 5) 株式会社インフォシティ

- ・ オールIP化を睨んだ次世代ネットワークアーキテクチャでは、低コストで柔軟なマルチメディア・サービスの提供を可能とするものとしてIMSなどの通信プラットフォーム機能が想定されている。
- ・ 通信事業者しか提供できないような通信プラットフォーム機能については、それらが公平公正に提供され自由な開発環境が担保されることが、ネットワークビジネス全体が発展する大前提となる。したがって、そのような通信プラットフォーム機能などの提供については社会的なルールとして規定されることが必要。
- ・ ユーザ保護という名目による各種の制約は現在事業者ごとに基準がバラバラであり、これら制約は利便性の高いサービスなどの自由な開発と時として衝突することがある。その場合本来のユーザーニーズに応えることが困難となり、結果として日本のインターネット関連ビジネスの競争力低下を招くといった事態が生じる。したがって、事業者ごとの基準ではなく、社会的なルールとして「ユーザ利用促進基準」のようなものが検討されるべき

である。また、ユーザのフェアユースの確立も必要。

## (2) 自由討議

○(インデックス資料について) P5にあるメニューに関連して、メニューリストのオークションについてであるが、キャリア自らがオークションを開くという状況は、NTTドコモのシェアの大きさを考えれば、コンテンツプロバイダに対して選択の自由が与えられず、特定のオークションがオークション市場における支配力を有する状態であると考えられることも可能。また、オークションが有効に機能するあまり、将来期待される収益を全てオークションで競り勝つために使ってしまうという懸念がある。これがコンテンツやサービスの質の低下を招かないか。加えて、P7のLife Logに関連して、ユーザの情報がユーザの意図に反して勝手に使われてしまうという危険性があるのではないか。

(構成員)

←まず特定のオークションが支配力を有する状態になるのではないかという点については、ある一社がシェアの50%を占めている状況から鑑みて、十分考えられると思う。また、オークションに期待される収益を全て使ってしまうという懸念だが、それは確かに存在する。ユーザ情報については、特定の企業が独占的に扱うようになると、大きな問題となると考える。(オブザーバ)

○ユーザの情報については、事前にLife Logの取得に関する包括的な使用許諾契約を結ばないと携帯電話を利用できないようなことになると、個人情報保護法の主旨から考えるに問題となるのではないかと思う。(構成員)

○ウェブ利用履歴等のユーザ情報については、既に一部活用されている。また、個人情報と切り離れた管理手法も存在する。ただし、集めるだけ集めてもその中の一部しか使いこなせておらず、利用がかなり限られているのも実態である。(オブザーバ)

○(インデックス資料について) P7を見ると、個人の認証との関係でLife Logが触れられているが、ユーザの利便性とプライバシーをそれぞれどれだけ重視するのは本来であればユーザ本人に選択させるべきものと考えられる。(構成員)

○プラットフォーム機能の連携等について話し合う場が欲しい、という声があるが、実際にはそれはどのような場であって欲しいと思っているのか。(構成員)

←お互いに利益を得られるような共存共栄の関係の事業者と議論を行いたいと考えており、その場にサポートとして官が入ることはあり得るかと思う。ただし、いずれかの事業者が一方向的に負担を強いられたり、何かしらの不安感から事前規制をかけるような議論は避けたいと考えている。(オブザーバ)

←レイヤーとレイヤーの間のインターフェースを調整するような場が望ましいと考える。(オブザーバ)

○ユーザ保護の問題であるとかプライバシーの問題であるとか、ユーザが引き起こす社会的トラブルとか、望ましくないことは認証と関わってくる。実現に向けての仕組みを考えることと、実現されたサービスが社会的に公平であり、違法性が伴わないような形で安心して使えるようにすることは、違うフェーズで考えるべき事。(インフォシティ資料について) P10の「ユーザ利用促進基準」について、具体的にどうやってやるのかについてイメージはあるのか。(構成員)

←(インフォシティ資料について) P10の「ユーザ利用促進基準」についてだが、実際にこの種類の何らかの基準を作成する場合、実際に有害情報に関する検討などに関わってきた経験からすると、事業者に対する制約が非常に厳しいものになる傾向にあり、結果としてユーザの要望や期待を裏切ることになってしまう。便利に使いたいと考えるユーザの意見や開発者の意見を取り入れる形で、より良いものが作られていけば良いと考える。また、「フェアユース」とあるが、著作権について、正しく整理し直すことは情報通信関連産業の発展にとって現在最も重要なテーマであると考えている。(オブザーバ)

○あるコンテンツやサービスについて、一部の人が支持して残りの人が否定的な反応を示すということが起こりうると思うが、この場合の一部の人や残りの人という集団のとらえ方は純粋にユーザ数なのか。パワーユーザのようなものはどのようにとらえるのか。(構成員)

←この点については、純粋に「数」ととらえていただいて構わないと思う。ユーザ数を多く獲得するということが現在のインターネットビジネスの典型的な勝ちパターンであって、ユーザがユーザを呼ぶといった状況が生み出せる。結果、非常に寡占しやすい市場であるとも言える。(オブザーバ)

○ユーザ情報を把握し、サービスに活用することについて、十分に検討を行い、そのこと全てが違法となるようなことが無いようにして欲しい。また、NGNについては、様々な基準作りが行われており、これからどこが問題となり得るのかを明らかにする必要があるのではないか。(構成員)

○ユーザがどのようなページを閲覧したのかという履歴を集めることは、通信の秘密との関係で検討を要する内容。この点について、日本は憲法上明文で規定されている等他国と比べて制度的な特色があるため、議論が必要であると考え。(構成員)

←事前規制ではなく、事後規制という形で対応をして欲しい。日本だけが制度上特別であるからといって、対応も特別なものになることには懸念がある。(オブザーバ)

←インターネットの世界の中で、日本のみが特別な対応を取ることに違和

感がある。日本の国際競争力が低下することにもなり得る。通信の秘密について議論し、グレーゾーンにあるような事象を正しく整理することが必要。また、識別情報がある場合とない場合は、区別して議論すべき。(オブザーバ)

○エンドユーザの利便性を狭めないようにすることは必要だが、エンドユーザの権利が無制限ということも間違っていると考える。利便性とプライバシーのバーター関係については、そろそろ何が起こりうるか予見できる時点に来ていると思う。事前に整理することも可能ではないか。(構成員)

## 6 今後の予定

本日の議論に関する追加の質問等を事務局にて取りまとめ、別途オブザーバから回答いただき、今後の議論の参考とすることとした。

また、次回会合については、8月7日(木)に行うこととし、詳細については追って事務局より連絡することとした。

以 上